

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

年の中途中で死亡した者の年調の取扱い

Q : 年の中途中で配偶者や扶養親族が死亡した場合、年末調整はどのようにすればいいのですか？

A : 配偶者控除や扶養控除の対象になるかどうかは、その者の死亡した時の現況にて判定します。

【解説】

所得税では、配偶者控除や扶養控除の対象となるかどうかの判定はその年12月31日の現況で判断することとされていますが、年の中途中で亡くなった場合にはその亡くなった時点で控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうかを判定することとなっています。

したがって、配偶者が年の中途中でなくなった場合であれば、その年の配偶者控除の対象となりますし、扶養親族に該当する者であれば扶養控除を受けることができることとなります。

また、年初においては合計所得金額が38万円を超える見込みだったことから扶養親族として申告していなかった者が、本年中途中で亡くなったため年の合計所得金額が38万円以下となったような場合には、扶養親族となりますので、年末調整の際には扶養控除の対象として取り扱うこととなります。

なお、所得者本人が年の中途中で死亡した場合には、その死亡時の現況で控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかを判定することになっていますが、その場合の合計所得金額は、その死亡時の現況により見積もった所得金額によることとされています。

